

コロナワクチン被害者遺族【繋ぐ会】誹謗中傷に対する訴訟費用寄付金 収支報告

2025年2月
弁護士法人ライトハウス法律事務所
弁護士 青山雅幸

【収入の部】

寄付金	6,479,344円
通帳利息	40円
収入計 (A)	6,479,384円

【支出の部】

1.新型コロナワクチン接種後死亡者ご遺族や支援関係者への誹謗中傷に対する法的措置関係費用

(1)予防接種健康被害救済制度認定遺族に対する誹謗中傷に関する発信者情報開示申立、示談交渉、訴訟費用 計37件分

着手金	3,367,000円
実費	112,995円
振込手数料	550円
小計	3,480,545円

(2)NPO法人駆け込み寺2020及びNPO法人駆け込み寺2020の遺族支援事業従事者に対する誹謗中傷に関する発信者情報開示申立、示談交渉、訴訟費用 計19件分

着手金	1,606,000円
実費	192,687円
小計	1,798,687円

※なお上記(1)(2)の成功報酬に関しては、現実に損害賠償が得られた場合のみ、得られた損害賠償金から徴収させていただいており、寄付金からは頂いておりません。

2.一連の不公正なワクチン施策により多数の被害者を出した国の責任を追及するための準備費用

(1)NPO法人駆け込み寺2020への協力金

協力金	1,000,000円
振込手数料	1,100円
小計	1,001,100円

(2)ご遺族の行政への情報開示支援に係る事務費用 11,000円

3.その他(通帳手数料) 550円

支出計 (B) 6,291,882円

差引残額 (A-B) 187,502円

なお、上記はすべて予防接種健康被害救済制度認定遺族、NPO法人駆け込み寺2020、及びNPO法人駆け込み寺2020の遺族支援事業従事者へ寄せられたワクチン被害救済に関する誹謗中傷に対する争訟費用に充てられたものであり、私個人及びその他第三者への誹謗中傷に対する争訟費用には一切支出されておりません。